

回覧印	代表者	管 理 者

【ご案内】

## 適正化事業課だより (第170号)

令和7年11月14日  
(公社)熊本県トラック協会  
適正化事業課

### 「特殊車両通行確認制度」講習会の開催について

～電子化された道路情報により即時通行が可能～

全日本トラック協会では、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を定めています。この一定の大きさや重さを超える車（特殊な車両）が通行するには、道路法に基づき、通行の許可または通行経路の確認の回答を受ける必要があり、これを「特殊車両通行制度」といいます。

全日本トラック協会では、「特殊車両通行制度」の基本的な内容を把握していただくとともに道路情報が電子化された道路を対象にオンラインで即時に通行が可能となる「特殊車両通行確認制度」について、次のとおり講習会を開催されます。

#### 【オンライン講習会開催日】

- 日 時： 令和7年11月25日（火）14時00分～15時30分
- 内 容： (1) 「特殊車両通行制度」について（仮題）  
国土交通省 道路局道路交通管理課 車両通行対策室  
(2) 「特殊車両通行確認制度」について（仮題）  
一般財団法人道路新産業開発機構 特車登録センター
- 参加方法：WEB 参加（定員 500 名：先着順）  
WEB 参加を希望される方は、次の申し込みフォームから 11月19日（水）までにお申し込み下さい。

○w e b 参加お申込みフォームのリンク先は次のとおりです。

[https://zoom.us/webinar/register/WN\\_NyT6tLqJTmSn3SCFywpv2A](https://zoom.us/webinar/register/WN_NyT6tLqJTmSn3SCFywpv2A)

※詳細は全日本トラック協会のホームページでご確認ください。

<https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2025/10/tokusha20251031.pdf>